

長崎市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

長崎市

2 認知症高齢者への支援

認知症施策については、令和5年6月に認知症の人が尊厳をもってその人らしい安心した生活を送ることができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。今後、国や市町村は認知症高齢者及びその家族その他認知症高齢者と日常生活において密接な関係を有する者（以下、「家族等」という。）の意見を聴きながら計画的に推進する方針が示されています。

高齢者の約5人に1人が認知症といわれており、さらなる高齢化の進展により、今後の認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

また、認知症のかたを単に支えられる側と考えるのではなく、認知症のかたが認知症とともによりよく生きていくことができる地域づくりが求められます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ地域のよりよい環境で自分らしく安心して生活が続けていくことができるよう、認知症のかたや家族等の視点を重視し、新オレンジプランや認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症施策を推進します。

【長崎市の認知症施策における取組み方針】

○認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、本人発信支援

在宅の認知症高齢者が増えることが見込まれることから、認知症のかたやその家族等の身近な理解者となる「認知症サポーター」や認知症高齢者の見守りなど地域の支援者として地域活動を行う「認知症サポートリーダー」の養成を継続します。

また、地域で暮らす認知症本人と、認知症ケアパスの周知・普及等認知症への理解を深める取組みを進めます。地域で暮らす認知症のかたが、認知症になっても希望を持って暮らすことができている姿を発信し、社会参加ができるよう支援します。

○認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

認知症地域支援推進員と主治医や専門医療機関、認知症疾患医療センター[※]、長崎県作業療法士会などと連携し、軽度認知障害（MCI）対策や認知症の早期発見、早期段階における診断と、状態に応じた医療と介護の連携を推進します。

※認知症疾患医療センター・・・長崎県から認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関

○若年性認知症施策の強化

若年性認知症のかたとその家族等が、地域で安心して暮らしていけるよう、長崎県認知症サポートセンター（若年性認知症支援コーディネーター）や基幹型認知症疾患医療センター（長崎大学病院）等の様々な関係機関と連携を図り、必要な支援に取り組みます。

○認知症のかたの家族等への支援

認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を行うほか、認知症のかたやその家族等が地域住民や専門家と相互に情報を共有し、障害を理解し合う認知症カフェの充実等により、家族等の孤立防止と介護負担の軽減につなげるとともに家族等を支える体制づくりを推進します。

○認知症などの高齢者にやさしい地域づくり

認知症高齢者のひとり歩き行方不明者の早期発見・保護につなげられるよう、介護事業所等の協力による徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業をはじめとした搜索協力の各種内容を家族等に情報提供するとともに、庁内外で連携して対応します。

また、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進など、認知症のかたの尊厳や権利を守るための取組みについては、認知症本人の意向を尊重しつつ、身近な地域で多様なネットワークにより展開されるよう推進します。

○認知症予防につながる取組みの推進

認知症スクリーニング検査を様々な場面で実施し、ＭＣＩの早期発見に努めます。

また、運動不足の改善や糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、保健分野とも連携した生活習慣病対策や、自主グループや老人クラブ、通いの場等へ参加やボランティア活動等、各々のライフスタイルに応じた社会参加を促進します。

○認知症のかたやその家族等の視点の重視

認知症のかたが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症のかたやその家族等の意向を尊重しながら、必要とする生活支援について認知症サポートリーダーをはじめ地域の支援者となつながら、支援します。

また認知症ケアパスを活用し、家族等が認知症に気づいた時に身近に相談できる認知症地域支援推進員やかかりつけ医など、様々な相談窓口の周知と連携の充実に取り組みます。

○認知症高齢者の権利擁護

認知症高齢者の権利擁護のため、地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続するために、本人の意思決定を支援します。

高齢者虐待は様々な要因が重なって発生しますが、要因のひとつに認知症があります。高齢者虐待に関する相談窓口の周知や養護者支援、福祉関係者への研修等により、支援体制を整えます。

また、認知症高齢者の権利や財産が守られるように、成年後見制度の相談窓口を明確にし、不足している後見人等の人材を確保することで、適切なタイミングで成年後見制度の利用ができるように支援します。

第9期計画においても、「認知症総合支援事業」、「認知症地域支援体制整備事業」、「認知症高齢者の権利擁護」を三つの軸として、認知症高齢者への支援を計画的に推進していきます。

【実施する事業など】

- (1) 認知症総合支援事業
 - (認知症地域支援推進員の配置)
 - (認知症初期集中支援チーム事業)
 - (認知症カフェ)
- (2) 認知症地域支援体制整備事業
 - (認知症サポーター養成講座)
 - (認知症サポートリーダー養成講座)
 - (徘徊高齢者等SOSネットワーク事業)
 - (徘徊高齢者等家族支援事業)
- (3) 認知症高齢者の権利擁護
 - (高齢者虐待防止に向けた取組み)
 - (成年後見制度の利用促進に向けた取組み)

(1) 認知症総合支援事業

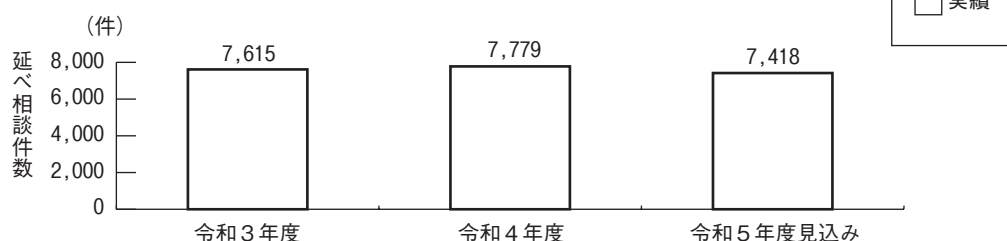
医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関との連携を図るための支援、並びに認知症高齢者や家族等を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症高齢者及び家族等に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図ります。

(認知症地域支援推進員の配置)

1 概要

認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐ支援や、認知症高齢者や家族等への相談支援を行います。

2 実績



3 現状と課題

認知症地域支援推進員は、全ての地域包括支援センターに専任で配置しており、認知症に関する相談対応や認知症サポーター養成講座の開催、認知症初期集中支援チームとしての活動、認知症カフェの運営等に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の本人発信や家族等が苦勞、悩みについて情報共有できる場づくりへの支援を推進するため、より一層認知症地域支援推進員のスキルアップが必要になります。

4 今後の方針

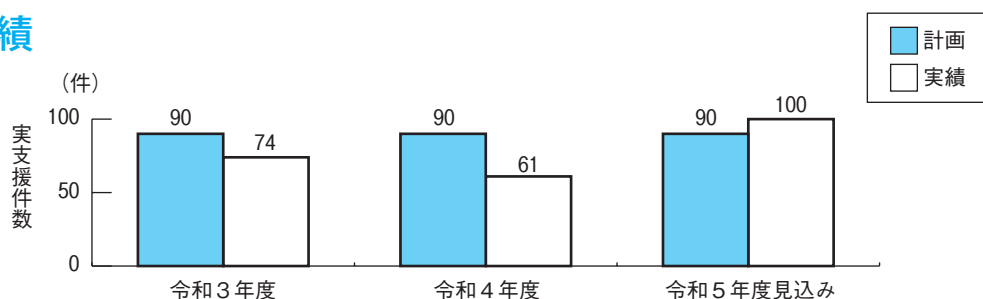
長崎市や国、県が行う研修等を定期的に受講し、スキルアップすることで、現在の認知症カフェの内容充実、認知症高齢者や家族等が認知症についての思いや経験について伝えられる場づくりに取り組みます。

(認知症初期集中支援チーム事業)

1 概要

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われるかたや認知症高齢者及びその家族を訪問し、必要な医療・介護の導入や調整及び家族の支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、地域での生活継続をサポートします。

2 実績



3 現状と課題

初期集中支援チームの介入により、認知症高齢者が適切な医療や介護につながることで、家族の負担軽減につながっています。しかし、支援者の介入に否定的なかたや、社会から孤立している状態にあるかた等は、支援に苦慮している状況があります。また、認知症が疑われる早期の段階（MCⅠ）から介入し、支援する必要があります。

4 今後の方針

今後は、より認知症の初期の段階から関わるできるよう、多様な関係機関と連携し、事業の普及啓発を行うとともに、認知症スクリーニング検査を健診会場で実施するなど検査の機会を増やし、要フォロー者への適切な支援に取り組みます。

◆実支援件数の見込み

(単位：件)

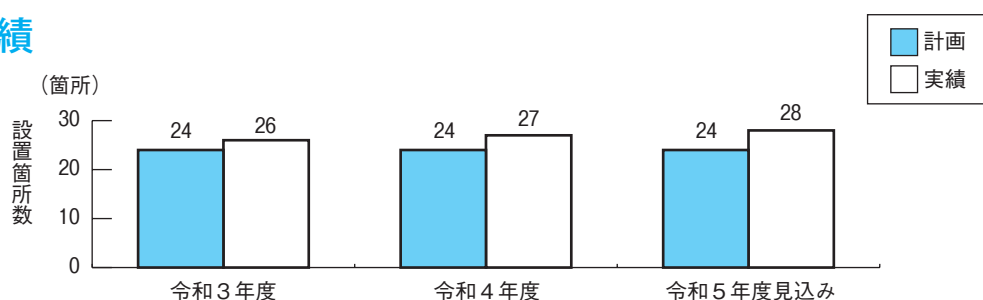
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実支援件数	110	120	130

(認知症カフェ)

1 概要

認知症高齢者とその家族や、地域住民、認知症サポーターリーダー、専門職等が、相互に情報を共有することで、お互いを理解し支え合うことができる場として、認知症カフェを地域に開設し、認知症高齢者の居場所やその家族の介護負担の軽減を図り、認知症高齢者や家族を見守り支える地域づくりを推進します。

2 実績



3 現状と課題

地域包括支援センターが、認知症サポーターリーダーをはじめ地域の関係機関と連携し毎月開催しており、認知症高齢者も運営に関わることで役割をもって参加することができ、家族等にとっては不安や悩み等を他の家族等と共有する場になっています。しかし、参加者の固定化や認知症の人や家族等の割合が低いこともあり、不安や悩み等を共有する場として十分に機能を発揮していません。

4 今後の方針

認知症の人やその家族等が不安や悩み等を共有できる環境づくりのため、認知症の人や家族等の意見を取り入れながら、認知症カフェの運営を工夫していきます。また、認知症カフェを通して地域の支援者をつなぐとともに、家族等同士の交流の場を増やすことで介護負担の軽減と地域からの孤立を防止します。

◆認知症カフェの設置箇所数見込み

(単位：箇所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	28	28	28

(2) 認知症地域支援体制整備事業

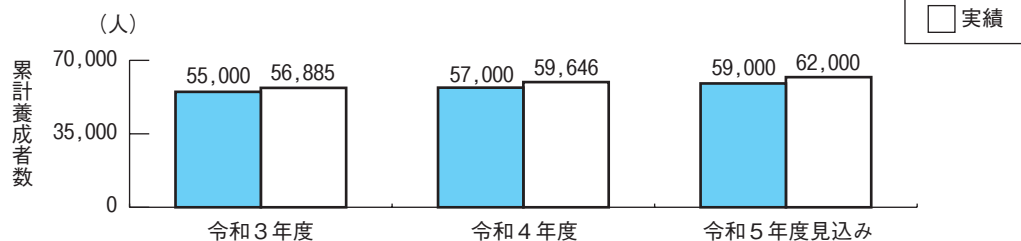
認知症高齢者やその家族の生活を支援するために、認知症の啓発活動により市民意識の向上を推進するとともに地域のネットワーク構築を図ることで、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができる地域を目指します。

(認知症サポーター養成講座)

1 概要

認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりのために、認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解者と支援者を増やすことで、認知症高齢者を見守る市民意識の向上とネットワークの構築を図ります。

2 実績



3 現状と課題

地域の事業所や学校への認知症サポーター養成講座の周知が進み、年々養成者数は増加しており、若い世代への啓発にもつながっています。引き続き、高齢者と関わる企業や学校、地域の団体等に対し、認知症サポーター養成講座を開催する必要があります。

4 今後の方針

小・中学生の養成を推進するとともに、認知症高齢者と地域で関わることが多いことが想定される企業への養成講座の実施を推進します。

◆認知症サポーター養成者数の見込み

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規養成者数	2,300	2,300	2,300
累計養成者数	64,300	66,600	68,900

(認知症サポートリーダー養成講座)

1 概要

認知症高齢者やその家族を地域で温かく見守る認知症サポーターから発展し、実際に地域で活動する認知症地域支援の担い手として、地域包括支援センターとの協働で活動する認知症サポートリーダーを養成しています。

2 実績

平成 24 年度から認知症サポートリーダー養成講座を開催し、令和 4 年度末で 232 名が修了し、155 名が登録しています。

3 現状と課題

認知症サポートリーダーは、地域包括支援センターとともに主に認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェ、交流会等の運営支援、地域にお住まいの認知症高齢者とその家族の支援を行っています。

また、地域密着型サービスの運営推進会議や地域ネットワーク会議・地域ケア推進会議への出席、認知症声かけ模擬訓練による見守り活動への参加等も行っています。

しかし、さらに地域にお住まいの認知症高齢者とその家族の支援を強化する必要があります。

4 今後の方針

認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域支援の担い手として、認知症サポートリーダーを養成し、地域包括支援センターと協働で、認知症高齢者や家族等のニーズと支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジとして認知症高齢者やその家族に寄り添い、より細かな支援が行えるように推進します。

◆認知症サポートリーダー登録者数の見込み (単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
登録者数	163	171	180

(徘徊高齢者等SOSネットワーク事業)

1 概要

認知症等によりひとり歩きのおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全の確保とその家族等への支援を図ります。

2 実績

平成 28 年度から実施し、令和 4 年度末で高齢者の登録者数 353 名、登録介護事業所は 343 事業所、メール発信件数は 66 件となりました。

3 現状と課題

年々登録者数が増え続けており、メール送信を行う件数も増えています。

行方不明の発信依頼を受け、登録介護事業所に一斉メール送信し、搜索活動に協力していただいています。認知症によるひとり歩き等による行方不明者情報として市が把握した件数は、令和 4 年度 141 件あり、うち半数以上が、メール発信前に警察やバス・タクシーなどの事業者のほか、地域住民や介護事業所等の通報により発見されています。

また、行方不明時には本事業と併せて、GPSを使った所在位置の確認ができる徘徊高齢者等家族支援事業や、行方不明高齢者のご家族と搜索協力者をスマートフォンでつなぐ「みまもりあいプロジェクト」の周知を行い、行方不明者の早期発見・保護につながる支援を行っています。

4 今後の方針

早期発見・保護につながるよう行方不明高齢者のご家族等に搜索の支援方法を提供し、発見後も必要なサービスの提供により、地域で安心して暮らせるように支援します。

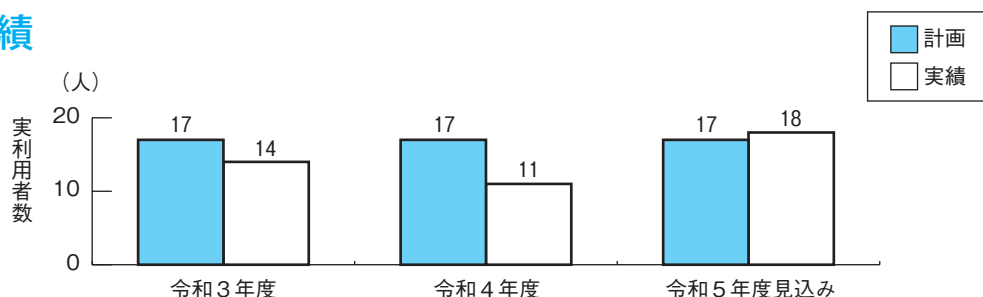
認知症高齢者の増加とともに、ひとり歩き等による行方不明の件数は今後も増えることが見込まれることから、行方不明者の早期発見・保護につながるよう、介護事業所とのネットワークを拡大することで見守りネットワークを整備します。

(徘徊高齢者等家族支援事業)

1 概要

認知症等の高齢者がひとり歩きした場合に、介護している家族に現在位置の情報を提供し、早期発見につなげます。また、ひとり歩きの事故等により、その家族が損害賠償責任を負う場合に補償される保険の保険料を負担します。

2 実績



3 現状と課題

令和5年度より従来の機種に加えて、靴に収納して使用する保険サービス付きGPS機器を導入し、利用者が選択できるようにしました。併せて、要介護認定の有無に関わらず速やかに事業申請ができるよう対象者の要件を見直すとともに、経済的理由から事業の利用を控えることがないよう、生活保護世帯に限って減免していたものを非課税世帯にまで拡大しました。

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症によるひとり歩きによる行方不明時の早期発見のため、軽度認知症のかたへの利用促進など一層の周知を図る必要があります。

4 今後の方針

ひとり歩きによって行方不明になる恐れのあるかたの支援者等への周知により適時適切な利用につなげるとともに、地域における見守り等による支援を進め、認知症などの高齢者にやさしい地域づくりを進めます。

◆年度ごとの実利用者数の見込み

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	30	35	38

(3) 認知症高齢者の権利擁護

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、家族や地域住民、医療や福祉をはじめとする多様な関係者が地域で連携しながら本人の意思決定を支援していく必要があります。

認知症の人を含む高齢者の尊厳を脅かすものに高齢者虐待があります。

長崎市では、行政及び地域包括支援センターを中心に、警察や司法、医療、福祉の関係者等と協力しながら対応しています。

虐待者に多い続柄は、息子や夫、娘であり、虐待の主な発生要因に「理解力の不足や低下」「介護疲れ、介護ストレス」「精神状態が安定しない」「知識や情報の不足」が挙げられます。

虐待対応においては、虐待を受けている高齢者の支援が最優先となりますが、同時に、養護者が介護疲れや介護ストレスを適時解消しながら、正しい知識や理解をもって安心して介護を継続できるような支援を行うことで、高齢者虐待の予防や再発防止に努めていきます。

高齢者支援に関わる福祉関係者に対しては、高齢者虐待防止に関する研修を行うことで、気づく力や対応力の向上に努めます。

(高齢者虐待防止に向けた取組み)

地域包括支援センターの機能強化 (P61 ~ 62 参照)

家族等介護教室 (P79 参照)

また、認知症により判断能力が低下したことで、自分らしい生活を送るうえでの財産管理や様々な契約行為が難しくなった本人の意思の反映・尊重、尊厳ある自分らしい生活を送る権利を護る手段として成年後見制度があります。

長崎市では第8期計画から長崎市成年後見制度利用促進計画（高齢者版）として位置づけ、利用促進に向けて取り組んできましたが、市民講座や研修、市ホームページ等で周知し参加者が増えてきているものの、制度や相談窓口について市民の認知が進んでいません。

また、第8期計画期間中に市長申し立てに限らず、弁護士、司法書士、社会福祉士を対象に活動費助成を開始しましたが、後見人等の担い手不足もいまだ解消できていません。

国の第2期基本計画でも、優先して取り組む事項として、担い手の確保・育成等の推進や成年後見制度利用支援事業の推進、任意後見制度の利用促進が挙げられています。

長崎市では、第９期計画期間中に、成年後見制度の地域連携ネットワークの中核となる機関（以下、中核機関という。）の設置により、主たる課題の成年後見制度とその相談窓口の広報・周知と相談支援の機能強化、後見人等の担い手不足の解消をはじめ、後見人等への支援、他制度との連携を含めた成年後見制度の利用促進を進めます。

併せて、後見人の担い手となる専門職が、行政書士や精神保健福祉士等にも拡大していることから、市民後見人を含め、成年後見制度の利用に係る報酬助成についても見直しを進めます。

（成年後見制度の利用促進に向けた取組み）

- ア 成年後見制度の広報機能の強化（制度と相談窓口の周知）
- イ 成年後見制度の相談機能の強化（中核機関による申立支援）
- ウ 成年後見制度の利用促進（市民後見人の普及啓発）
- エ 後見人等への支援

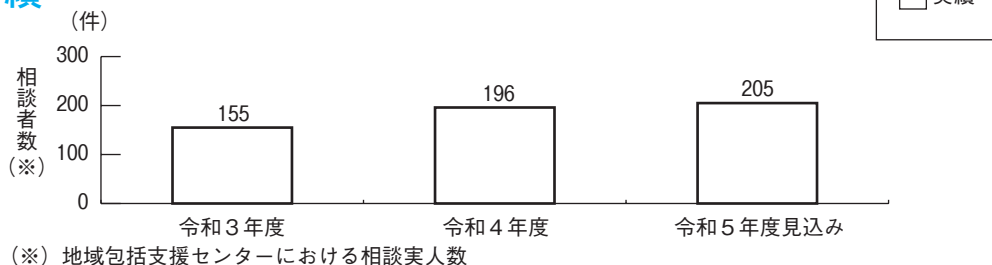
(成年後見制度の利用促進に向けた取り組み)

ア 成年後見制度の広報機能の強化（制度と相談窓口の周知）

1 概要

多くの市民が成年後見制度を知り、制度を必要とする高齢者やその関係者が適切なタイミングで相談でき、申立ての支援を受けられるよう、成年後見制度の普及啓発とその相談窓口の周知を行う。

2 実績



3 現状と課題

市民を対象とした講座や医療・福祉従事者等を対象とした研修会等を開催しており、地域包括支援センターにおいても地域にて講話を行っています。

しかし、令和5年2月に実施した長崎市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、成年後見制度を「知っている」「少し知っている」と回答したのは48.8%（前回46.1%）、相談窓口については35.1%（前回32.9%）が「知らない」と回答しており、さらなる成年後見制度の広報と相談窓口の周知が必要です。

4 今後の方針

成年後見制度を専門とした中核機関を設置し、これまでの市民向けの講座や医療・福祉従事者等を対象とした研修会、地域包括支援センターによる地域での講座等に加え、SNS等を用いた広報や様々なイベントでの周知活動に取り組みます。

◆年度ごとの市の相談窓口への相談者数 (単位：人)

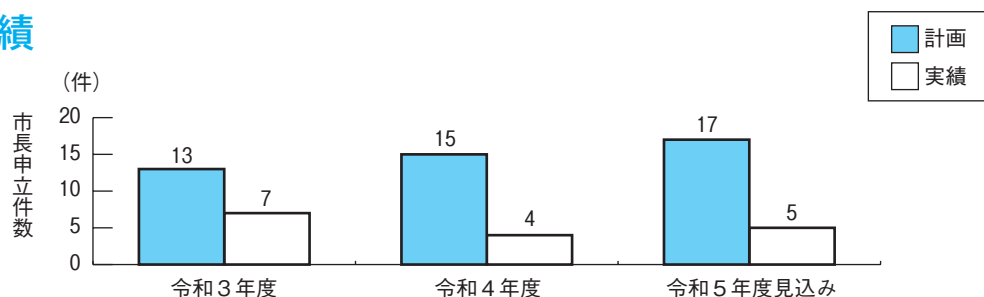
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談者数	215	225	235

イ 成年後見制度の相談機能の強化（中核機関による申立支援）

1 概要

成年後見制度を必要とする高齢者が安心して制度を利用できるよう、制度説明から申立て支援、後見人等選任後の相談まで、継続的に支援できる体制を整備し、相談機能を強化します。

2 実績



3 現状と課題

成年後見制度に関する相談は主に地域包括支援センターで受け付けており、令和4年度実績は実人数196人で、制度説明や関係機関との連携による申立の支援に対応していますが、財産や契約に関する法的な内容も多く、地域包括支援センターや市の福祉担当課だけでは対応に苦慮することもあり、申立てまでに時間を要することも少なくありません。

また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が進まない事例も見られます。

適時適切に成年後見制度の利用につなぐために、相談機能を強化する必要があります。

4 今後の方針

成年後見制度を必要とする高齢者や関係者、後見人等からの専門的な相談に対応できる中核機関を設置することで、相談機能の強化を行います。

◆年度ごとの市長申立件数の見込み

(単位：件)

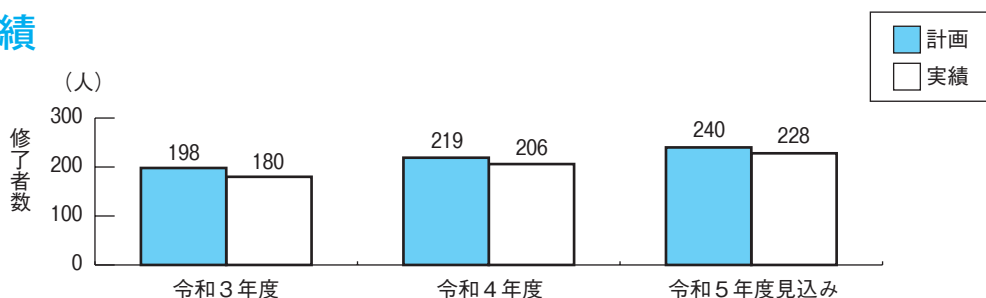
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	10	15	20

ウ 成年後見制度の利用促進（市民後見人の普及啓発）

1 概要

成年後見制度における後見人等の担い手である、同じ地域住民の視点で後見人等活動を行う市民後見人を普及啓発し、市民後見人活動につなげることで、後見人等の受任体制を充実させ、成年後見制度の利用を促進します。

2 実績



3 現状と課題

平成25年より市民後見人になり得る候補者の養成講座を開催し、令和4年度までに合計206名が修了しています。また、後見人等活動への支援として、専門職後見人や行政の関係機関が集まり、受任事例検討会を開催しています。

しかし、後見人等の担い手が不足している現状においても、修了者の多くは時間の制限や制度の難しさ等により活動しておらず、実際に市民後見人として活動しているのは修了者の1割以下に留まっています。

修了者が市民後見人として活動しやすい仕組みづくりが必要です。

4 今後の方針

市民後見人の普及啓発を継続することで市民後見人の候補者を増やすとともに、市民後見人を支える仕組みとして、中核機関を設置し、継続的に支援できる体制を整えることで、市民後見人が活動しやすい環境を作ります。

◆年度ごとの市民後見人候補者養成講座修了者の見込み (単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数	250	272	294

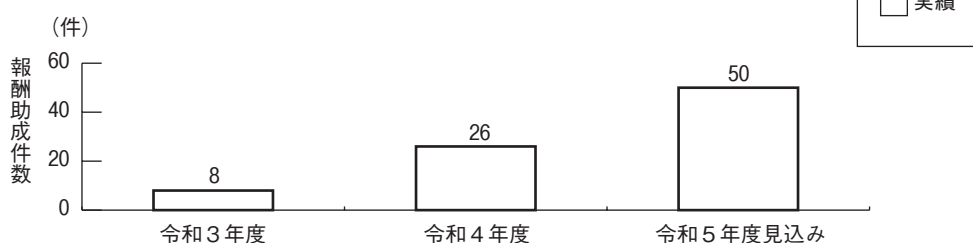
エ 後見人等への支援

1 概要

成年後見制度を利用する高齢者を、後見人等が適切に支援できるよう、後見人等一人では解決できない問題や後見人等業務について相談できる体制をつくります。

また、成年後見制度の申立費用や後見人等への報酬を負担することができない高齢者に対し、その申立費用及び報酬の一部又は全部を助成します。

2 実績



3 現状と課題

令和3年度から専門職後見人等への活動費助成を開始し、専門職後見人等への支援を行っていますが、近年の担い手不足に伴い、弁護士や司法書士、社会福祉士以外の専門職や市民後見人の受任も増えてきています。

また、後見人等が問題を抱えた際には、家庭裁判所や地域包括支援センター等で相談を受けることもありますが、後見人等業務に精通した機関ではないため、適切な支援を行うことができていません。

後見人等の活動を支援する体制をつくる必要があります。

4 今後の方針

中核機関の設置により、後見人等の相談窓口を明確化し、専門的な視点から後見人等に対して助言・支援します。

また、活動費助成については、後見人等を取り巻く環境を把握しながら、専門職後見人や市民後見人への助成を検討します。

◆年度ごとの助成件数の見込み

(単位：件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
報酬助成件数	59	66	74